

南小国町タクシー利用費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、タクシー利用に要する費用（以下「利用費」という。）の一部を助成することにより、高齢者等の生活に必要な交通手段を確保することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 利用費の助成を受けることができる者は、南小国町内に住民基本台帳上の住所を有し、現に生活をしている者であって、次のいずれかの要件を備えた者とする。

(1) 65歳以上の者で、乗用車の運転免許証を有していない者

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下、「障害者手帳等」という。）のいずれかを所有している者若しくは介護保険認定者で、乗用車の運転免許証を有していない者

(3) その他町長が特に必要と認める者

(助成対象利用時間)

第3条 助成対象となる利用時間は、午前8時から午後7時までとする。

(助成対象利用範囲)

第4条 助成対象となる利用範囲は、南小国町内及び小国町大字宮原地内とする。

(助成対象利用目的)

第5条 助成対象となる利用目的は、利用者が日常生活を営む上で必要な移動とする。

(利用回数)

第6条 助成対象となる利用回数は1人につき、年間50回までとする。ただし、年度途中で登録を行った者の助成回数については、当該年度の残りの週数と同じ回数とし、上限を50回とする。

2 年度途中で有効期限が満了する者については、期限内の週数と同じ回数とする。なお、引き続き更新した場合は、当該年度の利用回数を年間50回までとする。

(助成の方法)

第7条 町は、第2条に規定する助成対象者がタクシー利用を行ったときは、利用費の一部を助成するものとする。

2 前項に規定する助成金の額は、1回の利用につき利用費から個人負担額500円を控除した額とする。

(運行の実施者)

第8条 助成の対象となるタクシー運行を行う者（以下「事業者」という。）は、南小国町内又は小国町内に営業所を有する事業者とする。

(申請及び決定)

第9条 利用費の助成を受けようとする者は、事前に南小国町タクシー利用者登録申請書

(様式第1号)を町長へ提出し、登録を行わなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときはその適否を審査し、助成決定した者(以下「利用者」という。)に対し、南小国町タクシー利用券(様式第2号。以下「利用券」という。)及び南小国町タクシー利用者登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

(登録の有効期間)

第10条 登録の有効期間は、登録決定日から2年を経過した日が属する年度の3月31日までとする。ただし、障害者手帳等に有効期限があるものは、その日までとする。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、利用者に利用券の提出を求め、登録証で本人であることを確認しなければならない。

(助成金の請求及び支払い)

第12条 事業者は、毎月タクシー利用費を集計し、助成額に相当する額を翌月の10日までに町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、14日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の行為によって、利用費の助成を受けたことが明らかになった場合は、既に支給した利用費助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

様式第2号(第9条関係)

様式第3号(第9条関係)